

# 入院中の患者・家族様へ

健康保険法施行令の改正により、令和8年6月1日から入院時の食費（入院時食事療養費、入院時生活療養費）が以下のとおり引き上げられます。

## ◎ 食事療養費標準負担額

入院時の食費1食につき、20～40円引き上げられます。

		1食あたりの負担額	
		令和7年4月1日以降	令和8年6月1日以降
一般		510円	<b>550円</b>
指定難病・小児慢性特定疾患の患者		300円	<b>330円</b>
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	240円	<b>270円</b>
		(91日目以降190円)	<b>(91日目以降220円)</b>
	低所得者Ⅰ	110円	<b>130円</b>

## ◎ 65歳以上の方が療養病床に入院したときの生活療養費標準負担額

65歳以上の方が療養病床に入院した時の食費も、同じく1食につき20～40円引き上げられます。  
また居住費が1日あたり60円引き上げられます。

		1食あたりの負担額		居住費(1日)	
		令和7年 4月1日以降	令和8年 6月1日以降	令和7年4 月1日以降	令和8年 6月1日以降
課税世帯	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する 医療機関に入院している者	510円	<b>550円</b>	370円	<b>430円</b>
	入院時生活療養(Ⅱ)を算定する 医療機関に入院している者	470円	<b>510円</b>	370円	<b>430円</b>
指定難病・小児慢性特定疾患の患者		300円	<b>330円</b>	0円	<b>0円</b>
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	240円	<b>270円</b>	370円	<b>430円</b>
	低所得者Ⅰ	140円	<b>160円</b>	370円	<b>430円</b>